

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

大阪府豊能郡豊能町

### 2 構造改革特別区域の名称

豊能町ワイン特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

大阪府豊能郡豊能町の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 位置

豊能町（以下「本町」という。）は、大阪府北部の北摂山系の中にあり、大阪市内の梅田から 30km、大阪国際空港（伊丹空港）から 20km の距離で、北は能勢町に隣接、西は兵庫県川西市、東は京都府亀岡市、南は箕面市と茨木市とそれぞれ堺を画しており、面積は 34.34km<sup>2</sup>で、経緯は北緯が 34 度 55 分、東経 135 度 29 分に位置している。

#### (2) 気候

年間平均気温は 14℃程度であるが、日中の最高年間平均気温は 19℃程度で、最低年間平均気温は 9℃で夜間は冷涼なため、1 日の寒暖の差が大きいという特徴があり、降水量は年間 1,480mm 程度である。当該地域の東地区の標高は 400～600m 程度に位置しており、大阪市内と比べ 3℃程度は気温が低い。また、北摂山系に位置することから冬季は降雪に見舞われることもあり、気温は氷点下になることもある。一方、西地区は標高が 200～300m 程度であり、東地区に比べ降雪量は少ない。

#### (3) 人口

人口は平成 8 年 3 月 1 日の 27,566 人をピークに減少傾向であり、令和 5 年 4 月 1 日時点の人口は 18,377 人である。また、世帯数については、平成 22 年 11 月 1 日時点の 8,865 世帯をピークに減少傾向であり、令和 5 年 4 月 1 日時点の世帯数は、8,675 世帯である。

#### (4) 産業

平成 27 年の就業人口は 8,051 人で、産業別には、第 1 次産業が 184 人（2.3%）、第 2 次産業が 1,473 人（18.3%）、第 3 次産業が 6,394 人（79.4%）となっており、産業全体的に高齢化が進み減少傾向にある。また、平成 28 年の経済センサスによる本町の産業動向は、第 1 次産業

から第3次産業の事業所の合計が 326 事業所であり、基幹産業として特色のある産業は見受けられないものの、第1次産業を中心に、それぞれの事業者が積極的な活動をしている。

農業については、約 400 戸の農家が、約 318ha の農地で水稲や野菜、花き、果実などを生産している。農業の中心は主に東地区における水稲であり、その他には畑作や、果樹の生産を行っている。

農業生産者が高齢化する一方、後継者のめどが立たず、廃業する生産者が増加している状況であり、耕作放棄地が増加している。

#### (5) 地域づくり

令和4年3月に「自然に抱かれた多様性・創造性で未来が輝くまち とよの」を将来像とした「豊能町総合まちづくり計画」を策定し、都市と里山の融合による新しい豊能らしさを創出、住民、団体、地域、NPO法人や事業者と一体的な取り組みや産官学の連携による地域共創、幸福度が高い安心して充実した暮らしを送り続けることができるまちづくりを目指している。

また、高山地区では高山右近の生誕の地であることにちなんだ右近フェスタや、なにわ伝統野菜に認定されている「高山真菜」の収穫体験等のイベントを行っており、地域の観光や交流人口の増加に向けた取り組みを行っている。

#### (6) 規制の特例措置を講じる必要性

本町は、町域の約7割が山林に占められているものの、大都市近郊という立地を背景に、盆地状に広がる農地やその間に点在する集落と、開発により形成された市街地がうまく調和し、昔ながらの田園風景を残しつつ自然との共生を目指した都市として発展してきた。

しかし、本町は全国や大阪府を上回るスピードで少子高齢化が進んでおり、農業部門においても同様に、後継者不足や耕作放棄地の増加等が懸念されており、今後到来する「人口減少・超高齢社会の到来」への対策が急務となっている。

本町の高山地区は標高 400～600m に位置しており、ぶどう栽培に適した気候や農地がある。令和2年度より高山地区において、遊休農地を活用し、ぶどう栽培を行う団体が活動している。同団体は、ぶどうの苗植体験イベントも行っており都市部の参加者が多い。

本計画において、本特例措置を講じることにより、民宿等を営む農業者の収入の安定化のみならず、ぶどうの苗植体験や収穫体験、醸造体験といった参加型のイベントを充実させることで農業に興味を持ってもらい、就農へのきっかけづくりとすることや、ぶどうの栽培管理やワインの醸造にかかる雇用も見込まれること、また、既存の地域のイベントとの相乗効果により交流人口の増加につなげることで、豊能町総合まちづくり計画に掲げられた、3つの指針である「ひとづくり」「しごとづくり」「まちづくり」を達成する。

### 5 構造改革特別区域計画の意義・目標

#### (1) 就農者の確保及び農産物の高付加価値化

本町における高齢化率は47%(令和2年国勢調査)となっている中、農業の担い手の高齢化も急速に進んでおり、後継者不足も相まって農家戸数の減少や耕作放棄地の拡大が進んでいる。

本特例措置を活用することにより、自ら生産した果実を用いた果実酒の製造が比較的小規模な施設で可能となり、農家宿レストランで自家製ワインの製造、販売による経営改善を目指す農業者が酒類製造に参入しやすくなることから、新たな農業経営の発展が見込まれる。

## (2) 雇用の創出

高山地区での主要な産業は、農業であり働く場所は非常に少ない。本特例措置の実施を予定している者は、さらなる規模拡大を考えており、今後、特産酒類の製造事業(709(710、711))の活用も考えている。それに伴い、ワインの醸造に関する雇用や、ぶどうの栽培管理等に係る雇用が見込まれ、地域経済の活性化が期待される。

## (3) 地域農産物のブランド力の強化

高山地区には、なにわ伝統野菜に認定された「高山真菜」と「高山牛蒡」がある。それに加え、新たに豊能町ワインを提供することで、地域農産物のブランド力の向上を図ることができる。

## (4) 観光資源の強化

今回の特定農業者は、農家宿レストランで豊能町の農産物や狩猟した鹿を用いたジビエ料理を提供している。また、なにわの伝統野菜に認定されている「高山牛蒡」や「高山真菜」など地域の農産物に合った豊能町ワインを提供することで、地産地消の相乗効果で豊能町の食に関するブランド力の底上げが期待でき、より観光客等の集客を図ることができる。

また、本町は大都市から、車で1時間程度という立地であるため、ぶどうの苗植体験や収穫体験、ワイナリー見学をしつつ、ジビエ料理や豊能町ワインを楽しみ宿泊するといった、豊かな自然を満喫する様々な体験を手軽に行うことができるようになることから、これらを新たな観光資源としてPRすることができる。

# 6 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

## (1) 農業担い手の確保及び、遊休農地の解消

本地区は、急傾斜地にある狭隘で生産性の低い農地が多く、担い手不足による遊休農地化が深刻である。一方で、現在、遊休農地を活用しぶどう栽培を行っているが、この取り組みには、農業を体験してみたいボランティアの方が多く参加されている。今後ワインの醸造が可能となれば、参加者の参加意義が高まり、農業従事への興味がある参加者には、町が実施している就農支援塾へつなげることで、農業の担い手の確保につなげていく。

## (2) 近隣都市部からの観光客の誘致・交流人口の増加

本地区には、右近の郷（高山コミュニティセンター）があり、なにわ伝統野菜である「高山真菜」やタケノコ、その他の野菜の収穫体験イベントを行っており、近隣大都市からの参加者が多い。また、秋には右近フェスタというイベントも行われている。このような、既存の地域のイベントにあわせ、収穫体験やワイナリー見学、さらに、農家宿レストランに泊まり、地元産の料理やワインを楽しむことができる等、観光地としての魅力を底上げすることができる。

これまでは、日帰りの観光地であったが、「宿泊を伴う農業体験」をPRしていき、長く本町に滞在してもらうことで、より深く魅力を知ってもらうことができる。

### 【数値目標】

区分	2021 年度	2023 年度	2025 年度
特定酒類製造数量目標	—	75 リットル	1,800 リットル
苗植付体験イベント	15 名	20 名	25 名
町内新規就農者	3 名	5 名	7 名

## 7 特定事業の名称

707(708)特定農業者による特定酒類の製造事業（構造改革特別区域法第25条）

(別紙)

1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業（構造改革特別区域法第 25 条）

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストラン、飲食店、農家民宿等）を営む農業者で、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

（1）事業に関与する主体

上記 2 に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

（2）事業が行われる区域

大阪府豊能郡豊能町の全域

（3）事業の実施期間

上記 2 に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

（4）事業により実現される行為や整備される施設

上記 2 に記載の者が果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒の提供を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストラン、飲食店、農家民宿等を営む農業者（以下「特定農業者」という。）が、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許にかかる最低製造数量基準（6 キロリットル）が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

これにより、農業者の経営多角化、新たな特産物及び地域ブランドの創出、農業生産拡大等の地域農業の振興が図られるとともに、地域住民及び異種業者の連携、都市住民等との交流拡大による地域活性化にも効果が見込まれることから、当該特例措置の適用は必要である。

なお、当該特例措置により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税の納税義務者として必要な申告・納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査及び調査の対象とされることから、本町は無免許製造を防止するために、制度内容の広報周知に努めるとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。